株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成、備置き、その他株式に関する取扱い並びに手数料については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款第10条に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は次のとおりとする。 株主名簿管理人

> 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。)を除く。)により行うものとする。
 - 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主 名簿記載事項の変更を行うものとする。
 - 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

- 第4条 株主名簿に記録される者(以下「株主等」という。)は、その氏名又は名称及び住 所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとす る。変更があった場合も同様とする。
 - 2 前条の規定に関わらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人宛に届けるものとする。

(法人株主等の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があっXXた場合も同様とする。

(法定代理人)

第6条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の 定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解 除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第7条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選定するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第8条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、 株主等本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第9条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

- 第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったと証するもの(以下「証明資料」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
 - 2 当会社に対する株主(次項に定める代理人を含む。)からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合には株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、説明資料等を請求することができる。
 - 3 代理人により請求する場合は、株主が署名又は記名押印した委任状その他代理権 を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の 記載を要するものとする。
 - 4 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

- 第12条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第 1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。
 - (1) 提案の理由

議案ごとに400文字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき 事項

候補者ごとに400字

(書面交付請求及び異議申述)

第13条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第5章 単元未満株式の買取請求

(単元未満株式の買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社 等又は機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

- 第15条 単元未満株式の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
 - 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

- 第16条 当会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
 - 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第18条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

- 第19条 この規程に定める各種取扱に係る手数料は、以下のとおりとする。
 - (1) 第14条(単元未満株式の買取請求の方法)に基づく単元未満株式の買取請求 に係る手数料は無料とする。
 - (2) 第11条(少数株主権等)に基づく少数株主権等の行使の場合 別途定める金額
 - 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

- 第20条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。
 - (1) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき
 - (2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、また官公署もしくは証券取引所に提出する必要があるとき
 - (3) 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき
 - (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある 事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
 - (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき

(当会社による情報提供請求権の行使)

- 第21条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等又は 機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。
 - (1) 株主の同意があるとき
 - (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき
 - (3) 株主が株主権の行使要件を満たしているかどうかを確認するために必要があるとき
 - (4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき
 - (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらす恐れのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
 - (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当会社が認知したとき

第8章 その他

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

- 1 本規程は、2020年10月23日より実施する。
- 2 本規程は、2022年12月9日より改定し施行する。
- 3 本規程は、2023年4月7日より改定し施行する。